

令和2年度 第1回及び第2回 保護林管理委員会における主な意見について(個別の対応実施済み分を除く。)

| NO | 課題 | 委員会名 | 委員からの主な意見 | 対応の方向性など |
|----|------------------------------|-------------------|--|--|
| 1 | 管理方針書 | 第1回 第1回 第1回 | <p>【市房ゴイシツバメシジミ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴイシツバメシジミの生育環境の保全が、ゴイシツバメシジミ個体発生にどのように貢献しているのかを記載すべき。 ・個体群（構成する各種）である保護林の名称に特定の個体名しかつけられていないので、保護対象種がどれなのか分からない。 ・霧島山のように、地形・地質の状況が分かるように記載して欲しい。(管理方針書全体) 注：意見内容に、『山塊全域の様子』という表現が記載もれ。 | <p>【第1回時に説明し、第2回時の資料に記載説明し了承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護増殖事業等の対策状況を具体的に記載することとする。 【第1回時に説明し、第2回時の資料に記載説明し了承】 保護林名称のつけ方には一定の決まりがあるが、現況や地域の実情等を考慮しながら検討する。 【第1回時に説明し、第2回時の資料に記載説明し了承】 ・できるだけ記載するようにする。 |
| 2 | R2モニタリング調査実施保護林に係る保護・管理 | 第2回 第2回 第2回 | <p>【高隈山生物群集保護林】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここはブナの南限で、シカによる被害だけでなく、そもそもシイナ（不稔）が多くなっているため、できれば域外保存をしてほしい。 <p>【大根地アカガシ等希少個体群保護林】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できれば捕獲を行ってほしい。 <p>【久木野アカガシ等遺伝資源希少個体群保護林】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植生保護柵の内外で調査し、効果の測定をしたら良い。 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理方針書の保護・管理及び利用に関する事項に、指摘内容を記載の上、必要な対策を検討する旨を記載。今後秋以降に現地確認を行い、森林総研等の研究機関の協力も得ながら検討し、委員会に報告等させていただく。 ・本保護林が所在する飯塚市において、市内全域を対象区域としてシカ等の有害鳥獣捕獲対策事業が実施されている。管理方針書の保護・管理及び利用に関する事項に、引き続き地域と連携したシカ捕獲を推進する旨記載。 ・管理方針書の保護・管理及び利用に関する事項に、2021（令和3）年度に植生保護柵を設置し、その後植生保護柵の内外で調査を実施予定。 |
| 3 | その他 | 第2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・シカの捕獲頭数の変化を見て施策に活用されたい。 ・モニタリング調査時には、下層植生だけでなく、着生植物の生育場所を提供する巨木にも着目して調査してほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・メッシュ別（及び目的別）のシカ捕獲頭数の把握に努め、これらのデータを活かして、局内において優先的捕獲箇所等の検討などを行う。 ・過去調査等から着生植物が多い保護林については、モニタリング調査の項目に可能な限り反映させたい。 |
| 4 | シカ生息密度が低い最近設定等の保護林に係るシカ捕獲の実施 | 第1回 第2回 | <p>【猪八重照葉樹林生物群集保護林】及び【新村照葉樹林生物群集保護林】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くまでシカの増殖相が来ていることから、捕獲を進めるべき。 ・最近植栽のあった箇所ではシカが増加するので、保護林周辺の造林地があれば造林地での捕獲対策が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・フロントラインに位置づける。シカ捕獲対策については、日南市及び日南市有害鳥獣対策協議会とシカ被害対策協定を締結し取り組みを進めており、今後も地域等と情報交換するなど連携して対策を行う。 |

【資料2の追加説明資料】

前回の保護林管理委員会における意見への対応について
(管理方針書関係)

○ 保護林の取り扱い

(意見)

- ・ 保護の対象が「現存木」なのか、「種」なのかを明確にした方がよい。「現存木」であれば自然の状態で遷移させるというのも一つの方針だが、「種」の場合は、ギャップを作るなど何らかの管理をしていく必要がある。

例えば次のような保護林

- ・ 保護対象種がほぼ消失している保護林
(面縄のリュウキュウマツ、音滝山のアカマツ)
- ・ 保護対象種の後継個体がほぼ無い保護林(立花山のクスノキ)
- ・ 保護対象種が植栽由来のスギなどの保護林

- ・ そもそも保護林は人がコントロールすべきか、あるいはしてはいけないのか、その判断の物差しが明確になっているとよい。
- ・ 個々の保護林のイメージを描きながら対応するのが一番丁寧なやり方。

(対応)

- ・ 基本的な保護・管理の考え方は「保護林設定管理要領」記載のとおり。
- ・ 保護林の設定経緯などを踏まえ、保護対象が「現存木」なのか「種」なのか、そもそも保護対象とすべきかどうかも含めて個別に検討。
- ・ ①保護管理対象、②価値(希少化、分布限界域、遺伝資源の保護など)、③管理方針(自然の推移に委ねる、域内(外)保全など)を必ず記載するよう管理方針書の構成を見直し。

○ 調査対象範囲

(意見)

- ・ プロット内の調査結果のみでは保護林全体の状態がわからないので、調査ルート周辺の状況も把握すべき。

(対応)

- ・ 昨年度のモニタリング調査保護林については、参考資料3に可能な限り記載し、管理方針書にも極力反映。
- ・ 今年度のモニタリング調査では、調査ルート周辺の状況把握ともに、ドローンによる上空からの撮影を実施。